

2021年6月1日

お客様各位

松山市勝山町2丁目1番地

株式会社愛媛銀行

休眠預金等活用法に係る電子公告

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について下記のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

記

1. 対象となる預金等

2011年1月1日から2011年12月31日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2022年6月1日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上